

**和 (なごみ)合同事務所**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F  
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

**バグゼス株式会社**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

September, 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

**有限会社法が廃止！！**

～新・会社法施行後の有限会社について～

平成18年5月ごろ施行予定の新・会社法（平成17年6月29日 可決成立）では、最低資本金制度が撤廃されたり、取締役会の設置が任意になったりと、会社の設立、設計が柔軟に行えるようになります。その一方で、施行に伴って有限会社法が廃止となります。このことで、最近、顧問先企業の社長から様々な質問を受けましたので、以下Q & A方式によりまとめました。

**Q1：新・会社法が施行されると有限会社はどうなるのか**

A：有限会社法が廃止されることにより、有限会社という会社類型がなくなり、既存の有限会社は、会社法施行後、**法律上は「株式会社」として**存続していきます。（会社法整備法2条）

**Q2：商号についてはどうなるのか**

A：会社法施行後も‘有限会社’という商号を用いなければならないため、名刺や封筒、看板なども変更の必要はありません。このように会社法施行後も‘有限会社’の商号を使わなければならない会社を**「特例有限会社」**とといいます。（会社法整備法3条）株式会社という商号を使うには、特例有限会社の解散の登記と、株式会社の設立の登記を行わなければなりません。

**Q3：定款、登記はどうしたらいいのか**

A：会社法が施行されて、有限会社の定款や登記は、株式会社の定款や登記とみなされるため、定款と登記の変更を特別行う必要はありません（会社法整備法5条、42条）

定款に「剰余金の配当」などの別段の定めがある場合には、株式（持分）の種類、内容及び種類ごとの数の登記申請を施行日から6ヶ月以内に行わなければなりません（会社法整備法）

以上、3つの質問とそれに対する回答を掲載しましたが、他にも多々質問・疑問があるかと思しますので詳細につきましては、当事務所までご連絡下さい。

（文章担当 小川・竹鼻）

～ 経営者の皆様へ～

**毎週金曜日、無料相談を実施しております！！**

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願ひします。（06-6944-4117まで）